



第1章 | 学校安全





第1章 | 学校安全

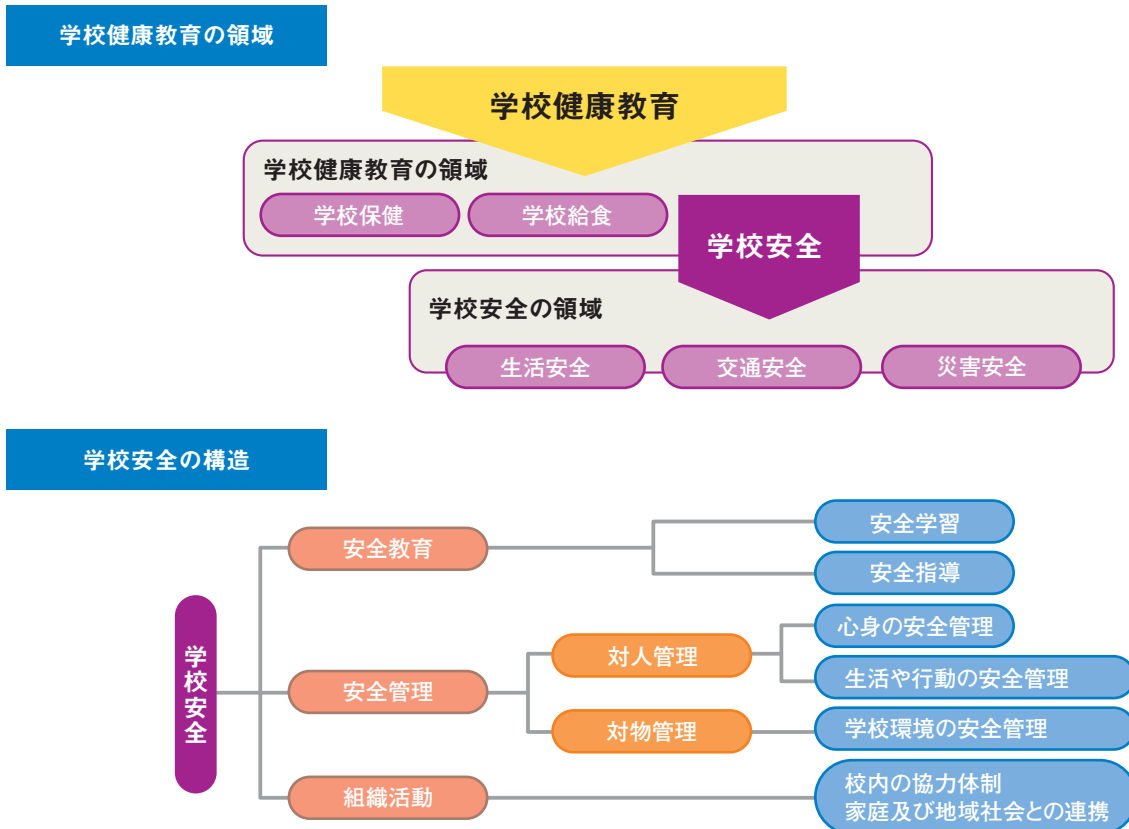


1 学校安全の意義

学校安全は、幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

学校安全は、一般に、児童生徒等が心身の発達の段階に応じて安全について必要な事柄を理解し、それらを日常生活に適用し、危険を避けて常に安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを旨とする「安全教育」と、児童生徒等の学校生活が安全に営まれるように学校環境の安全について必要な条件整備を図るための「安全管理」を包括する概念ととらえられている。さらに、この両者の活動を円滑に進める「組織活動」の三つの活動が、家庭、地域社会や関係機関・団体等との連携を図りながら、それぞれの機能を発揮し、一体的に進められることが重要である。

なお、本手引は、防災管理を中心に内容を構成しており、防災教育に関しては、県教育委員会が平成24年に作成した「学校における防災教育指導資料」を各学校に配布しているので参考とし、各学校の現状に応じた防災教育の充実が望まれる。



2 安全管理

学校（園）は教育の場として、また、成長過程にある児童生徒等が、家庭について長時間を過ごす集団生活の場として、常に安全で健康的な環境が維持されていなければならない。

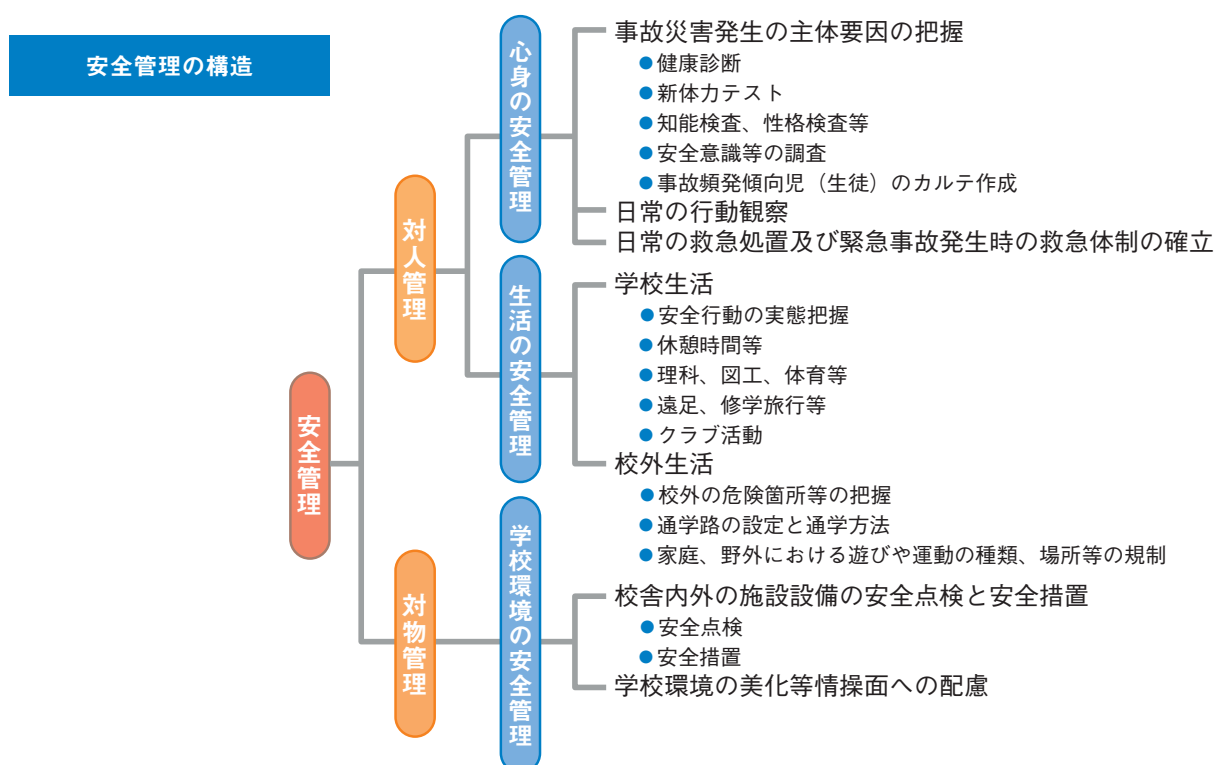
学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の生活等における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、不幸にして事故が発生した場合には、適切な応急処置や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全確保を図るようすることであり、安全教育と表裏一体の活動を展開することによって、はじめて学校における安全を確保できるものである。

このための学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、事故災害発生時の措置及び通学の安全管理等を年間の計画に基づいて、適切に行う必要がある。

（1）安全管理の内容と進め方

児童生徒等は、危険に対する判断力が未発達であるため、その動作・行動が予期せぬ事故を招いている事例が多い。このことは、児童生徒等の生活における危険が、質量とも成人と比較にならないほど大きいことを意味するものである。また、学校種や教育活動の重点等による施設や設備の違いによる学校環境が異なること、年齢や個人により、心身の発育・発達の状態、行動、障害の種類や程度等が異なることから、学校環境や児童生徒等の特性に応じた管理も求められる。したがって、学校施設・設備の安全管理は、児童生徒等に対する直接的な行動規制としての生活管理及び危険に対する判断能力の育成のための安全学習・安全指導と関連付けることが大切である。

一方、学校施設・設備の状態は、時間の経過及び自然的・人為的作用によって、常に流動的であることから、使用方法によっては、「昨日は安全であった」からといって「今日も安全である」とは言えないことに留意し、学校施設・設備の安全管理は計画的・継続的に行われる必要がある。



(2) 学校施設・設備の安全管理の機能

学校安全の中で安全管理は、次のような機能を有するものと考えられる。

- ① 事故の直接的・間接的原因がその時の児童生徒等の心理状態による場合もあることから、児童生徒等が安全について必要な事柄を理解し、これらを日常生活に適用して、常に安全な行動ができるような雰囲気作りをしておくこと。
- ② 地震・豪雪・台風等の異常な自然現象及び火災等の災害に備えて、人的・物的被害を最小限に食い止めるとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境条件を整備すること。
- ③ 学校施設・設備の中に潜在している危険を早期に発見し、それに対して事前指導を講ずることによって事故の防止を図り、安全な教育活動を確保すること。

(3) 学校施設・設備の安全管理の対象

学校施設・設備の安全管理は、校舎内にとどまらず、校地内における運動場・校舎外の体育施設・設備及び遊戯施設・設備等の全てについて行われる必要がある。各学校においては、自校の対象施設・設備を具体的に挙げて実施する必要がある。

3 学校安全計画

学校においては、学校保健安全法第27条に基づき「学校安全計画」を立案して実施しなければならないこととされている。

第三章 学校安全

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校安全計画は、主として安全管理を内容とするものであるが、学校における安全管理は安全教育と一体的に推進されてこそ効果が高められるものであることから、安全指導の全体計画に盛り込まれる内容を総合し、全体的立場から年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として立案することが望ましい。

(1) 学校安全計画の内容

学校安全計画は、全校的な立場から年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画であることから、その内容としては、次のような事項が考えられる。

① 安全管理に関する事項

ア 生活安全

(ア) 施設・設備の安全点検

(イ) 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他の学校生活のきまり・約束等の設定

- (ウ) 安全に関する意識や行動、事故災害の発生状況等の調査
- (エ) 校内及び地域における誘拐や傷害等の犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
- (オ) その他必要な事項

イ 交通安全

- (ア) 通学路の設定と安全点検
- (イ) 通学に関する安全のきまり・約束等の設定
- (ウ) 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定
- (エ) 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
- (オ) その他必要な事項

ウ 災害安全

- (ア) 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- (イ) 避難場所・経路の設定と点検・確保
- (ウ) 防災設備の点検、防災情報の活用方法の周知方法
- (エ) 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- (オ) その他必要な事項

※ 災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害等も取り上げる。

なお、事件・事故や災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領、いわゆる危機管理マニュアル（以下「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」とする。）の整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。

② 安全教育に関する事項

ア 学年別、月別の関連教科、道徳の時間における安全学習に関する指導事項

イ 学年別、月別の安全指導に関する指導事項

- (ア) 学級活動における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名、指導時間数等）
- (イ) 学校行事（主として避難訓練、交通安全指導等の安全に関する行事）における指導事項
- (ウ) 児童（生徒）会活動、クラブ活動等における指導事項
- (エ) 課外活動における指導事項
- (オ) 個別指導に関する事項（けがをしやすい傾向をもつ者や心の相談・指導等）
- (カ) その他必要な事項

③ 安全に関する組織活動

ア 家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催

イ 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に関する校内研修事項

ウ 保護者対象の安全に関する啓発事項

エ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全等に関する具体的な活動

オ その他必要な事項

この計画は、教職員がいつどのような活動をどのように行うかについてよく理解し、活動相互の関連が十分図られ、学校安全の目標達成に機能し得るようにしていくことが必要である。

(2) 学校安全計画作成と実施

① 計画立案に必要な情報の収集

計画の立案に際しては、法令の規定に則りつつ、学校の実情に即して、次のような情報を収集し、重点事項や内容の設定に生かすことが必要である。

ア 学校安全活動の総合評価の記録

イ 児童生徒等の安全に関する情報

(ア) 校内におけるけがの発生状況

(イ) 児童生徒等の交通事故の発生状況

(ウ) 児童生徒等の安全に対する意識や行動

ウ 保護者の安全に対する意識や行動の実態

エ 安全点検と事後措置の記録

② 計画の実施

学校安全は、全教職員がそれぞれの役割を分担して行う行動であるから、関係する全ての者の共通理解が必要となってくる。

そのため、計画立案の段階から全教職員の参加体制をとり、共通理解が図られるようにすることが大切である。それぞれがいずれかの立場で主体的に参加し、教職員の役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

(3) 学校安全計画の見直しと改善

計画は、内容や手段、学校内の取組体制や地域との連携について等、定期的に取り組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。具体的には、Plan（学校安全計画の作成）、Do（計画に基づいた学校安全活動の実施）、Check（活動内容についての評価）、Action（学校安全計画の改善・見直し）のサイクルの中で、定期的計画の内容や取組を評価し見直しを行うことが必要である。

4 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）

学校保健安全法第29条に基づき「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の作成をしなければならないこととされている。危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の整備については、マニュアルを作成するだけにとどまることなく、学校における危機管理の具体的な方法や教職員の役割等を明確にしたマニュアルに基づいた訓練等が行われ、その結果を評価し、これをもとに改善・改良を図り、学校や地域の実態に即した実用的なマニュアルにしていかなければならない。そのためにはPlan（マニュアルの作成）、Do（マニュアルに基づいた学校安全活動の実施）、Check（マニュアルについての評価）、Action（マニュアルの改善・見直し）のサイクルを確立させることが重要であり、さらに職員の異動や地域の環境変化等に伴って見直すことも必要となる。

第三章 学校安全

(危険等発生時対処要領の作成等)

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(1) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の内容

- ① 災害が発生した場合又は災害発生のおそれがある場合の地震、津波、台風、大雨、火山噴火等学校の立地環境と予測される災害により取り上げる災害を検討した学校の対応方針
- ② 災害発生時又は発生のおそれのある場合の対応
 - ア 学校災害対策本部等の設置（組織図と担当等）
 - イ 措置の内容と手順（災害別・発生時別の避難、安全確認、応急手当等、発生のおそれのある場合の施設・設備等の安全点検等）
 - ウ 関係機関電話番号・メールアドレス等一覧、連絡先と連絡内容（119番、教育委員会、保護者等）
 - エ 児童生徒等の避難経路、避難場所、誘導方法（図面等）（火災、地震、津波等災害別）
 - オ 緊急時に使用する消火器、避難器具等の設置場所（図面等）、操作方法（説明書等）
 - カ 報道、保護者への対応
 - キ 下校対応（保護者への引渡し等）
- ③ 災害発生後の対応
 - ア 児童生徒等の心のケア
 - イ 授業再開に向けた対応
 - ウ 学校施設が避難所となった場合の協力体制

(2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）作成の手順

- ① 原案作成

校長等管理職、安全担当者等が中心となり、各学校の立地環境や地域の実情等を踏まえ、所在する市町村の地域防災計画との整合性等に留意して、実効性のある原案を作成する。
- ② 協議・修正

学校安全に関わる組織や職員会議等を活用し、教職員の意見を求め原案を修正する。
- ③ 原案についての意見聴取

地域学校安全委員会等の組織を活用し、関係機関の意見を聴取する。

④ 原案の再修正・協議

全教職員で協議し、共通理解のもと、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）案を完成させる。

⑤ 学校独自の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の決定と周知

校長が、自校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を決定し、教職員に周知する。

（3）危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しと改善のポイント

作成した学校独自の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）は、実際に機能するかどうか訓練等をもとに評価し、定期的に見直し・改善を行う必要がある。その際、次のポイントをチェックしながら、計画的に改善を図ると効果的である。

① 人事異動等による分担や組織の変更はないか。

② 施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか。

③ 地域や関係機関との連携に変更はないか。

④ 防災避難訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。

⑤ 他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか。

5 安全点検の実施計画と方法

（1）安全点検と学校保健安全法施行規則

学校の施設・設備の安全点検については、学校保健安全法施行規則で次のように定められている。

[学校保健安全法施行規則]

第六章 安全点検等

（安全点検）

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

（日常における環境の安全）

第29条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

（2）安全点検の種類と留意点

① 定期の安全点検

学校の施設・設備の安全点検に当たっては、学校保健安全法施行規則に定めるところにより、計画的・組織的に実施しなければならない。

定期の安全点検は、消防法、建築基準法等の法令に基づいて行うもののほか、特に児童生徒等が多く使用するとと思われる校舎内外の施設・設備について、毎学期1回以上行うこととしている。

その際、各学校における施設・設備等を管理する台帳（たとえば備品供用票）には、購入あるいは寄付の別、受入年月日、場所、分類番号、品名、品質規格、数量、購入先、寄付者名等が明

記されていること、また説明書、図面の具備等についても確認しておくことが必要である。

なお、施設・設備には、安全点検に際し、最低限必要不可欠の事項がわかるようにプレートや備品シール等により明示しておくことが大切であるが、特に設置年月日の古いもの、使用頻度の高いもの等については、専門家の指導や協力を得ることも考慮すべきことである。

定期の安全点検に当たっては、次のような事項に留意する必要がある。

ア 各学期の初めには、校舎内外の施設・設備の全般にわたって総合的に行うようにするとともに、特に児童生徒等の使用頻度の高い施設・設備については、毎月（「学校安全の日」等のように）点検項目を定めて行うようにする。

イ 安全点検は、学校の教職員全員によって行うようにし、対象、観点ごとにグループを編成して組織的に行うようにする。

② 臨時の安全点検

臨時の安全点検は、豪雨・地震等の災害時、運動会等の学校行事の前後等に必要に応じて実施するものとされている。臨時の安全点検に当たっては、次のような事項に留意する必要がある。

ア 学校の教職員全員によって組織的に行うようにする。

イ 必要に応じて、専門の関係者を加えて実施することについても配慮するようにする。

ウ 対象、観点等は、点検のねらいに応じて適宜設定するようにする。

③ 日常の安全点検

日常の安全点検に当たっては、次のような事項に留意する必要がある。

ア 児童生徒等が常時使用する施設・設備については、教職員全員によって行うようにする。

イ 火元責任者、学級（ホームルーム）担任、教科担任等の教職員の役割を明確にして行うようにする。

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない（規則28条第1項）
	毎月1回計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用されると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則28条第1項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ●運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ●暴風雨、地震、近隣の火災などの災害時 ●近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則29条）

(3) 安全点検の観点と方法

① 安全点検の観点

施設・設備の構造からもたらされる危険を除去するため、規模・形態・品質・規格等について配慮する必要がある。

このことについては、建築・設計の段階で安全上の配慮がなされていることは当然のことであるが、設置年数、使用頻度等によって必ずしも設置当時の基準が確保されているとは限らないこと等を考慮して観点を定めることが必要である。

特に、学校の創意工夫によって製作された施設・設備については、その製作の意図を含めて安全設計の専門的観点について、十分考慮して定める必要がある。

施設・設備点検の観点を挙げると次のようになる。

ア 機能上からの観点

イ 立地条件からの観点

ウ 使用人数からの観点

エ 材質、腐食、破損、整備不良等からの観点

オ 使用年数、使用方法並びに使用頻度からの観点

② 安全点検の方法

学校の施設・設備の安全点検の方法については、ただ単に観察をするだけでなく、施設・設備の構造・機能及び設置されている立地条件等を考慮し、次のような方法を複合して行うようにすることが必要である。

ア 目視……ゆがみ、亀裂、磨耗、腐食、異物の有無等についてのあらゆる角度から注視する。

イ 打音……金づち等で叩いて、ぐらつき、損傷、腐食等をみる。

(腐食の状態を調べる時には、金づちの先のとがった部分で叩いてみる。)

ウ 振動……揺り動かす等して振動を加えてみる。

エ 負荷……ぶらさがる、押す、引く、ねじる等して負荷を加えてみる。

オ 試薬……薬品を使用して検査を試みる(特にプールの水質検査等)。

(4) 安全点検表等の作成

安全点検を効果的に実施するためには、安全点検表や集計表等を作成し、それに基づいて行うことが望ましい。その作成に当たっては、次の事項に留意することが大切である。

① 点検の場所別に分けて、それぞれに作成しておくことが、点検時や点検後の処理に便利である。

② 各点検場所に応じて、点検の対象や観点・方法を検討し、点検項目を作成する。新たな点検項目の設定が生ずることもあるので、余白の欄を残しておく。

③ 点検表には、点検年月日、点検の判定結果、不良箇所の状況が記入できるようにする。

(5) 安全点検の改善措置

学校の施設・設備の安全点検実施後の措置に当たっては、学校保健安全法第28条において「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と定められている。

安全点検の最終的なねらいは、改善措置にあると言えることから、この措置に当たっては、使用場所の変更、立入禁止、使用禁止等の措置を講じ、次いで危険の程度や状態に応じて危険標識の明示、修繕または取り替え、危険物の除去等が即時的に行われるよう配慮して計画的・組織的に安全点検が実施されることが最も大切なことである。

また、大規模な改善措置等校長が対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図らなければならない。

